別記様式第１号

審 査 基 準 及 び 標 準 処 理 期 間

令 和 ４ 年 ６ 月 １ 日 作 成

法　令　等　名	自動車の保管場所の確保等に関する法律
根　拠　条　項	第13条第４項
処 分 の 概 要	運送事業用自動車が運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の交付
原権者（委任先）	警察署長
法 令 等 の 定 め	自動車の保管場所の確保等に関する法律 第６条第１項（保管場所標章） 第13条第３項（適用除外等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則 第４条（保管場所標章の交付の手続）
審　査　基　準	
標 準 処 理 期 間	１日（行政庁の休日は含まない。）※
申　　請　　先	自動車の保管場所(駐車場)の位置を管轄する警察署交通課交通総務係
問 い 合 わ せ 先	交通部駐車管理課審査第一係　（ 電話06-6943-1234　内線52682 ）
備　　考	※の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第２号）第２条第１項各号に掲げる府の休日をいう。